

令和2年第8回白石町議会臨時会会議録

会議月日 令和2年11月30日（月）（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	総務課長	千布一夫
企画財政課長	小池武敏		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

8番	大串武次	9番	吉岡英允
----	------	----	------

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案上程（提案理由の説明）
 - 日程第4 議案第89号 白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第5 議案第90号 白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
-

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

議会の開会の前に、一言申し上げます。

全国では新型コロナウイルスの感染者が増加し、第3波ともいわれています。本町でも今月に入り感染者が確認され、県内初となる感染者の死亡が確認されました。亡くなられた方の冥福をお祈りしますとともに、一日も早い感染の終息をお祈りするものでございます。

また、長期間にわたる医療従事者・関係機関のご尽力に対し衷心より感謝申し上げます。

皆様もどうかご自愛ください。

それでは会議を開きます。

○片渕栄二郎議長

全員、起立。

（全員起立確認後）

一同 礼、着席。

お早うございます。

只今から、令和2年第8回白石町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。

今臨時会も、新型コロナウイルスの感染防止対策を申し合わせていますので、皆様のご理解をお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程のとおりです。
地方自治法第121条の規定に基づき、議会の出席要求に対する執行機関側の説明員は、
お手元の名簿のとおりです。

日程第 1

○片渕栄二郎議長

日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、「大串
武次」議員、「吉岡英允」議員の両名を指名します。

日程第 2

○片渕栄二郎議長

日程第 2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、本日 1 日間にしたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」を確認）

「異議なし」と認めます。

よって、本臨時会は本日1日間に決定しました。

日程第 3

○片渕栄二郎議長

日程第 3、町長から議案が提出されています。

これは、皆様に配付しています一覧表のとおりです。

条例関係 2 件

以上 2 件の議案を一括して議題とします。

只今上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

おはようございます。

本日令和2年第8回白石町議会臨時会の開会にあたり、提案いたしました議案につきましてその概要をご説明申し上げます。

今回、条例案件が2件ございます。

議案第89号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、

議案第90号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」、

以上の2件につきましては、本年の佐賀県人事委員会勧告等により白石町職員及び特別職の給与等について改定をお願いするものでございます。

提案議案の詳細につきましては、担当課長から説明させます。

それぞれ十分にご審議賜りますようお願いいたします。

○片淵栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容がわかるよう、会議録に記載することといたします。

(担当課長の議案内容の説明)

○千布一夫総務課長

まず初めに、議案第89号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」につきまして、ご説明いたします。

提案理由にありますとおり令和2年10月7日付け人事院勧告及び令和2年10月23日付け佐賀県人事委員会勧告等に鑑み、白石町職員についての給与改定を行うため、「白石町職員の給与に関する条例」の一部改正をお願いするものでございます。

今回の改正の概要を申し上げますと、期末手当について、年額0.05月分引き下げるという内容となっております。

ただ今申しあげました改正内容を今回、第1条と第2条に分けて改正してありまして、第1条が公布の日から施行することとしまして、本年12月期の期末手当を0.05月分引き下げるものでございます。

また、第2条は、令和3年4月1日から施行することとしまして、令和3年度以降において6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分し、6月期及び12月期共に、現行の1.30月分から0.025月分引き下げるものでございます。

なお今回の改正におきまして、再任用職員に対する期末手当の支給率につきましては、改定はあっておりません。

議案書3枚目の新旧対照表、第1条関係2分の1ページをお開きください。

これは、本年12月期の期末手当の支給率を改正するものでございますが、第19条第2項におきまして支給率を100分の130から100分の125へ0.05月分引き下げるものでございます。

第3項は、再任用職員に対する期末手当について規定をしております。

今回再任用職員に対する期末手当の支給率の改正はなく、100分の72.5のままではご

ございますが、職員の期末手当の支給率が100分の130から100分の125へ改正されたことに伴いまして、当該部分を改正するものでございます。

次に、新旧対照表、第2条関係2分の2ページをお開きください。

これは令和3年4月1日から施行することとしまして、令和3年度以降の期末手当の支給率を改正するものでございます。

先程、ご説明しました前のページの、第1条関係におきまして、本年12月期の期末手当を0.05月分引き下げ100分の125へ改正しましたが、令和3年度以降は、6月期及び12月期共に、現行の100分の130から0.025月分引き下げることとして、100分の127.5へ改正するものでございます。

次に、議案第90号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」につきまして、ご説明いたします。

提案理由にありますとおり、「白石町職員の給与に関する条例」の改正に伴い、当該条例を改正するものでございまして、議会議員及び町長等に対する期末手当の支給率を職員と同様に年額0.05月分引き下げのものでございます。

ただ今申し上げました改正内容を今回、第1条が議会議員の本年12月期の期末手当について、第2条が同じく議会議員の令和3年度以降における期末手当について改正をするものでございます。

また第3条は、町長等の本年12月期の期末手当について、第4条が同じく町長等の令和3年度以降における期末手当について改正をするものでございます。

議案書3枚目の新旧対照表、第1条関係4分の1ページをお開きください。

これは、議会議員に対する本年12月期の期末手当の支給率を改正するものでございますが、第6条第1項におきまして、支給率を100分の170から100分の165へ0.05月分引き下げのものでございます。

次に新旧対照表、第2条関係4分の2ページをお開きください。

これは、令和3年4月1日から施行することとしまして、令和3年度以降の議会議員に対する期末手当の支給率を改正するものでございます。

先程、ご説明しました前のページの第1条関係におきまして、本年12月期の期末手当を0.05月分引き下げ100分の165へ改正しましたが、令和3年度以降は、6月期及び12月期共に、現行の100分の170から0.025月分引き下げることとして、100分の167.5へ改正するものでございます。

次に、新旧対照表、第3条関係4分の3ページをお開きください。

これは、白石町長等に対する本年12月期の期末手当の支給率を改正するものでございますが、第6条第1項におきまして、支給率を100分の170から100分の165へ0.05月分引き下げのものでございます。

次に、新旧対照表、第4条関係4分の4ページをお開きください。

これは、令和3年4月1日から施行することとしまして、令和3年度以降の白石町長等に対する期末手当の支給率を改正するものでございます。

先程、ご説明しました前のページの第3条関係におきまして、本年12月期の期末手当を0.05月分引き下げ100分の165へ改正しましたが、令和3年度以降は、6月期及び

12月期共に、現行の100分の170から0.025月分引き下げることとして、100分の167.5へ改正するものでございます。

最後に、今回の条例改正に伴います予算の減額補正につきましては、12月定例議会におきまして、ご提案をさせていただくこととしております。

以上で、ご説明を終わります。

ご審議の程、どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第89号、「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」 議題とします。

質疑ありませんか。

(ありませんとの声あり)

「質疑なし」と認めます。

討論ありませんか。

(ありませんとの声)

「討論なし」と認めます。

これより議案第89号、「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」 採決します。

本案に賛成の方は、起立願います。

(起立確認)

起立 全員 です。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第90号、「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」 議題とします。

質疑ありませんか。

(ありませんとの声)

「質疑なし」と認めます。

討論ありませんか。

(ありませんとの声)

「討論なし」と認めます。

これより議案第90号、「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」採決します。
本案に賛成の方は、起立願います。

(起立確認)

起立 全員 です。

よって、議案第90号は、原案の通り可決されました。

○片渕栄二郎議長

以上で本臨時会に付された案件は、終了しました。

これをもちまして、令和2年第8回白石町議会臨時会を閉会いたします。

全員、起立。

一同、礼。

お疲れ様でした。

散会 9時37分

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年11月30日

白石町議会議長 片 渕 栄 二 郎

署 名 議 員 大 串 武 次

署 名 議 員 吉 岡 英 允

事 務 局 長 小 柳 八 束